

## 放送大学40年史編纂委員会設置規程

令和4年3月29日  
放送大学学園規程第2号

### (設置)

第1条 放送大学が令和5年度に設立40周年を迎えるに当たり、放送大学40年史の編纂を行うため、放送大学40年史編纂委員会（以下「編纂委員会」という。）を置く。

### (委員)

第2条 編纂委員会の委員は、次のとおりとする。

- 一 理事長が指名する理事
- 二 学長が指名する学長特別補佐
- 三 各コースの教授又は准教授
- 四 学長が指名する学習センター所長
- 五 事務局長
- 六 部長
- 七 総合戦略企画室長
- 八 その他事務局長が指名する職員
- 九 その他学長が指名する教授又は准教授

### (委員長)

第3条 編纂委員会に委員長を置き、理事長が指名する委員をもって充てる。

- 2 委員長は会務を総括し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

### (業務)

第4条 編纂委員会の業務は、次のとおりとする。

- 一 編纂要領等の作成に関する事。
  - 二 編纂に必要な資料等の収集・整理に関する事。
  - 三 原稿の作成、整理及び編集に関する事。
  - 四 その他放送大学40年史の編纂に関する事。
- 2 前項第2号に掲げる業務については、放送大学関係資料室の協力を得ながら行うものとする。

### (編纂主幹)

第5条 編纂委員会に編纂主幹を置く。

- 2 編纂主幹は、委員の中から委員長が指名する。
- 3 編纂主幹は、編纂委員会の決定に基づき、放送大学40年史の編纂に係る執筆実務を統括する。

### (執筆実務者)

第6条 執筆実務を行う者は、編纂委員会で別に定める。

(教職員の協力)

第7条 編纂委員会は、放送大学40年史の編纂に関し、教職員に必要な協力を求めることができる。

(学外協力者)

第8条 編纂委員会は、放送大学の事業活動等に関し識見を有する学外の者に、編纂について、協力を求めることができる。

(事務局)

第9条 総合戦略企画室に、放送大学40年史編纂室（以下「編纂室」という。）を置く。

2 放送大学学園の関係部課室は、編纂委員会及び編纂室の事務に最大限の協力をするものとする。

(細則)

第10条 この規程に定めるもののほか、放送大学40年史の編纂に関し必要な事項は、編纂委員会が定めるものとする。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。